

気象・地震警報等発表時の児童生徒の登下校の判断について

(令和7年度版)

大雨、暴風及び大雪並びに震度5弱以上の地震発生等により、児童生徒の危険が予測される場合には、市内小中学校は安全を確保するため、次のような対応をとらせていただきます。

I 大雨、暴風及び大雪の発生に伴う登下校の判断について

(1) 判断根拠となる警報等

① 守谷市に対して気象庁から発表された警報等

特別警報 (大雨、暴風、暴風雪、大雪)	警報発表基準をはるかに超える、数十年に一度の降雨量となる大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれ著しく高まっている場合に最大級の警戒を呼び掛けるもの
警報(大雨(土砂災害・浸水害)、洪水、大雪、暴風、暴風雪)	気象状況により重大な災害が発生する恐れがあるときに警戒を呼び掛けるもの

② 茨城県に対して環境省から発表された熱中症警戒情報

熱中症特別警戒アラート	気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生じるおそれがある場合に発表	県内観測地点のいずれかで暑さ指数(WBGT)が35に達すると予測される場合
熱中症警戒アラート	気温が著しく高くなることにより、熱中症による健康被害が生じるおそれがある場合に発表	県内観測地点すべての地点で暑さ指数(WBGT)が33に達すると予測される場合

(2) 対応方法

① 警報等

- ・前日または当日登校前に警報等が発表された場合
学校の対応(授業の扱い)については目安であり、状況によっては変更もあります。

警報名	発表状況	学校の対応	
		授業の扱い	連絡等
①特別警報(全て)	午前6時の時点で発表が継続中	臨時休校	保護者宛てに市教委から「スクリレ(自治体からのお知らせ)」を配信 (前日に対応を指示する場合もあり)
②暴風警報、暴風雪警報、洪水警報	午前6時の時点で発表が継続中	自宅待機	
	午前7時までに解除された場合	2限目から授業	
	午前8時までに解除された場合	3限目から授業	
	午前10時までに解除された場合	5限目から授業	
	午前10時以降も解除されない場合	臨時休校	
③大雨警報、大雪警報	・暴風警報を伴う場合 ・台風に伴い発表された場合	②と同じ対応	
④雷注意報	午前7時の時点で発表が継続中	学校からの連絡に従う	

- ・登校後に警報等が発表された場合

警報名	学校の対応	
	授業の扱い	連絡等
①特別警報(全て)	・授業終了時刻を繰り上げて学校活動を中止 ・原則、児童生徒は学校に待機し、引き渡しなどの措置	保護者宛てに学校から「スクリレ」を配信
②暴風警報、暴風雪警報、大雪警報	・原則、児童生徒の安全を確保しながら、教育活動を継続 ・状況に応じて、授業時刻を繰り上げて下校させる又は児童生徒を学校に待機させ引き渡しなどの措置	

③大雨警報・洪水警報	・②と同じ対応	
④雷注意報、竜巻注意情報	・状況に応じて、屋外での学校活動を中止し、校内に待機	

② 熱中症警戒情報

情報名	学校の対応
	授業の扱い
熱中症特別警戒アラート	・屋外での運動（体育の授業・部活動等）及び屋外活動は原則終日中止（空調設置施設での活動は可） ・登校前の児童生徒の体調チェックの依頼 ・下校時の児童生徒の体調チェック及び水分補給の徹底 ・状況に応じて下校時刻を遅らせる（遅れる場合はスクリーンにて保護者へ通知） ・保護者判断による欠席を、欠席扱いとしない
熱中症警戒アラート	・屋外での運動（体育の授業）及び屋外活動は原則終日中止（空調設置施設での活動は可） ・下校時の児童生徒の体調チェック及び水分補給の指導 [中学校の部活動について] ・授業日の前日及び当日にアラートが出た場合、屋外の部活動については放課後の練習開始時間の暑さ指数（WBGT）で判断し、31 以下であれば実施可とする。 ・授業日以外の場合、空調施設のない所で行う部活動については活動開始時の暑さ指数（WBGT）が 31 以下であれば、午前 9 時 30 分までの活動とする。途中で 31 以上になった場合は、その時点で中止とする。

(3) 注意事項

① 臨時休校となった場合

- ・当日中に警報等が解除されても、時刻を遅らせての学校活動は行いません。
- ・児童クラブ・放課後子ども教室は休所となります。
- ・災害による給食休止となるため、給食費の返金はできません。

② 保護者判断

- ・警報等が午前 7 時まで解除され、2 限目より授業となった場合でも、保護者判断により登校時間を遅らせる判断をした場合については、遅刻扱いとはいたしません。
- ・「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」以外の、大雨・大雪警報等の警報発表時に、保護者判断で登校を見合わせた場合については、欠席や遅刻の扱いとしません。
- ・気象条件を理由に、保護者判断で遅刻・早退・欠席させる場合は、学校（学級担任）に必ず連絡してください。

③ その他

- ・警報が発表されていなくても、大雨、大雪、暴風等の気象条件下の登校には思わぬ危険の可能性があります。持ち物について配慮をお願いいたします。
- ・学校立地条件及び地域の状況に応じて、学校独自の対応を取る可能性があります。その場合は、学校からのメール配信があります。

④ 気象情報等の確認方法

- ・保護者の方が、テレビ等のメディア、気象庁及び環境省 HP など御確認ください。
（気象情報等を学校からメール配信することはしません。）

※気象庁「あなたの街の防災情報」 https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=default&area_type=class20s&area_code=0822400

- ・市からの避難指示等の発信手段は、「Morinfo(もりんふお)」「メールもりや」等となるため登録をお勧めします。

2 震度 5 弱以上の地震が発生した場合の登下校の判断について

- (1) 登校後に市内で、震度 5 弱以上の地震が発生した場合
児童生徒を学校又は児童クラブに留め置き、保護者の引渡しを行います。
- (2) 登校前など、自宅で震度 5 弱以上の地震が発生した場合
原則、登校中止・自宅待機となります。

【参考】警報等と避難行動目安となる警戒レベルの対照表

警報等	警戒レベル	状況目安
大雨特別警報 氾濫発生情報	警戒レベル 5	災害が発生又は切迫していることを示し、緊急安全確保が必要な状況。命の危険が迫っているため直ちに身の安全の確保が必要。
土砂災害警戒情報 氾濫危険情報	警戒レベル 4	危険な場所からの避難が必要とされる状況。災害が想定される区域等では、避難指示が発令されていなくても河川水位情報等を用いて自ら避難の判断が必要。
大雨警報（土砂災害） 洪水警報 氾濫警戒情報	警戒レベル 3	高齢者等は危険な場所からの避難が必要で、災害が想定される区域等では、高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせ始める状況。
大雨注意報 洪水注意報	警戒レベル 2	ハザードマップ等により、災害が想定される区域や避難先、避難経路の確認が必要。

【参考】熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の違い

	熱中症特別警戒アラート	熱中症警戒アラート
概要	気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生じるおそれがある場合に発表	気温が著しく高くなることにより、熱中症による健康被害が生じるおそれがある場合に発表
発表基準	県内観測地点すべての地点で暑さ指数（WBGT）が 35 に達すると予測される場合	県内観測地点のいずれかで暑さ指数（WBGT）が 33 に達すると予測される場合
発表時間	前日の午後 2 時頃	前日午後 5 時頃および 当日午前 5 時頃
運用期間	令和 7 年 4 月第 4 水曜日から 10 月第 4 水曜日	

【問合せ先】

守谷市教育委員会

TEL 0297(45)1111